備考）１　「路線バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5ｔ超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

２　「一般バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5ｔ超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表７　トラック等（車両総重量3.5ｔ超）に係る重量車モード燃費基準

区　　分	最　大　積　載　量	燃　費　基　準　値
車両総重量が3.5ｔ超7.5ｔ以下	最大積載量が1.5ｔ以下	10.83km／Ｌ以上
	最大積載量が1.5ｔ超２ｔ以下	10.35km／Ｌ以上
	最大積載量が２ｔ超３ｔ以下	9.51km／Ｌ以上
	最大積載量が３ｔ超	8.12km／Ｌ以上
車両総重量が7.5ｔ超８ｔ以下		7.24km／Ｌ以上
車両総重量が８ｔ超10ｔ以下		6.52km／Ｌ以上
車両総重量が10ｔ超12ｔ以下		6.00km／Ｌ以上
車両総重量が12ｔ超14ｔ以下		5.69km／Ｌ以上
車両総重量が14ｔ超16ｔ以下		4.97km／Ｌ以上
車両総重量が16ｔ超20ｔ以下		4.15km／Ｌ以上
車両総重量が20ｔ超		4.04km／Ｌ以上

表８　トラクタ（車両総重量3.5ｔ超のけん引自動車）に係る重量車モード燃費基準

区　　分	燃　費　基　準　値
車両総重量が20ｔ以下のトラクタ	3.09km／Ｌ以上
車両総重量が20ｔ超のトラクタ	2.01km／Ｌ以上

表９　ＬＰガス乗用車に係る10・15モード燃費基準

区　　分	燃　費　基　準　値
車両重量が　703kg未満	15.9km／Ｌ以上
車両重量が　703kg以上　828kg未満	14.1km／Ｌ以上
車両重量が　828kg以上1,016kg未満	13.5km／Ｌ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km／Ｌ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km／Ｌ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km／Ｌ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km／Ｌ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km／Ｌ以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km／Ｌ以上

表10　ＬＰガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区　　分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車　両　重　量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	703kg未満	構造Ａ	15.8km／Ｌ以上
			構造Ｂ	13.3km／Ｌ以上
		703kg以上　828kg未満	構造Ａ	14.1km／Ｌ以上
			構造Ｂ	13.1km／Ｌ以上
		828kg以上		12.1km／Ｌ以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造Ａ	14.8km／Ｌ以上
			構造Ｂ	12.7km／Ｌ以上
		703kg以上　828kg未満	構造Ａ	12.9km／Ｌ以上
			構造Ｂ	12.1km／Ｌ以上
		828kg以上		11.7km／Ｌ以上
軽量貨物車	手動式	1,016kg未満		13.9km／Ｌ以上
		1,016kg以上		12.3km／Ｌ以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km／Ｌ以上
		1,016kg以上		10.8km／Ｌ以上
中量貨物車（車両総重量が2.5ｔ以下のものに限る）	手動式	1,266kg未満	構造Ａ	11.3km／Ｌ以上
			構造Ｂ	9.6km／Ｌ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km／Ｌ以上
		1,516kg以上		7.3km／Ｌ以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造Ａ	9.8km／Ｌ以上
			構造Ｂ	8.8km／Ｌ以上
		1,266kg以上		8.1km／Ｌ以上

⑵　目標の立て方

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

ただし、一般公用車及び一般公用車以外の自動車それぞれについて、目標を立てるものとする。

第明治三十二種五郵年三月便物三十一認可日